

京都府公安委員会告示第12号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年1月30日

京都府公安委員会
委員長 池坊 由紀

1 聽聞の期日

令和8年2月12日（木）午後1時00分から

2 聽聞の場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館 1階聴聞室

3 事案番号

第風8-1号